

業 務 委 託 説 明 書

(事業担当) 総務部税務課市民税グループ

TEL 0748-36-5505

FAX 0748-33-3670

1. 配布資料

仕様書

2. 委託内容

- (1) 委 託 名 第16号 住民税・固定資産税データ作成業務委託
- (2) 委託場所 近江八幡市桜宮町
- (3) 委託内容 仕様書のとおり
- (4) 工 期 契約日から令和9年3月31日

3. 入札・契約方法、最終支払額の算出について

- (1) **入札**は、仕様書に記載する発注予定件数に、各業務の見積単価を乗じて算出される「支払見込金額 合計」に基づき、**総価ベースで行う**。
- (2) **契約**は、仕様書に定める各業務の**単価契約により行う**。
- (3) 契約業者への最終支払額については、実績件数に業務ごとの契約単価を乗じて積算する。
なお、税額の計算にあたっては、1円未満の端数を切り捨てるものとする。

4. 質疑応答

質疑書受付については事業担当課において、また、回答については近江八幡市ホームページにおいて行う。

- (1) 質疑受付 令和8年10月6日(火) 午前9時から午後4時まで
- (2) 質疑回答 令和8年10月8日(木)

※ なお、質疑は全て文書(FAX可)にて行う。様式は自由とする。

5. 前金払

前金払はしない。

6. その他

- (1) 税制改正等により、仕様書に記載されている入力指定項目がやむを得ず変更となる場合があるが、協議のうえ対応のこと。
- (2) 会計検査等外部機関による検査対象となった場合は協力のこと。
- (3) 不当要求を受けたにもかかわらず報告を怠った場合は、近江八幡市建設工事等一般競争入札参加停止及び指名停止基準に基づき停止措置を行う。
- (4) 給与支払報告書は令和8年度分から様式が変更となったが、従前の様式での提出も想定されるため、新様式・旧様式それぞれ対応のこと。
- (5) 作成データの媒体については、落札業者において準備のこと。